医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用を推奨しております。当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

なお、令和 6 年 6 月 1 日より、医療情報取得加算 として下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

| 初診時 | マイナ保険証利用あり | 1 点 |
|------------|------------|-----|
| (月に 1 回) | マイナ保険証利用なし | 3 点 |
| 再診時 | マイナ保険証利用あり | 1 点 |
| (3 月に 1 回) | マイナ保険証利用なし | 2 点 |

- ○上記にかかわらず他の保険医療機関からの紹介状 をお持ちの方は、診療報酬点数が 1点となります。
- ○マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用 にご協力をお願いいたします。